

議案第 1 号

亀山市職員定数条例の一部改正について

亀山市職員定数条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 2 月 2 7 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市職員定数条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市職員定数条例の一部を改正する条例

亀山市職員定数条例（平成17年亀山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「休職者」の次に「、育児休業者」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定により定数に含まないものとした職員が職務に復職し、又は復帰したときは、その職員は、1年を超えない期間に限り、第1項に規定する職員の定数に含まないものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。